

空家紹介の流れ

古座川町では、“地域に溶け込め、地域の原動力になれる方”の確かな移住・定住を目指し、「空家・空農地情報提供事業」を実施しています。

以下簡単に制度を説明します。

1．空家の紹介をお願いしたいが、すぐ紹介してもらえるのですか？

すぐ紹介は、できません。次のステップを踏んでいただきます。

空家情報の利用登録をお願いします。

登録を希望される方は、過去2年間の市町村民税、都道府県民税、国民健康保険税にかか
る納税証明書 住民票を添付して利用登録をお願いします。

、 の書類が提出できない場合は、利用登録はできません。

2．上記書類を提出さえすれば、紹介していただけるのですか？

すぐに紹介はできません。空家情報利用申請をしていただきます。

この場合以下の 、 の要件を満たしていることが条件になります。

鶴川・楠短期滞在住宅を利用し和歌山県ふるさと定住センターの研修事業を2回5日
以上受講し、地域の実情を理解した者であること。

定住する意志が明確であり、自然環境、生活文化等に理解を深め地域住民と協調し
て生活ができ、地域の活性化に寄与できる者であること。

3．どのような状態の家が多いのですか？

空家は、事務局が古座川地域を回り所有者に借家提供をお願いした家屋です。

すぐ居住できる家屋はほんの数軒しかありません。

多くの家屋は風呂、トイレ、台所の修繕が必要です。

4．もし借りたい家が見つかった場合、契約交渉は、役場が仲介してくれるのですか？

賃貸の契約については、原則、貸主と借主で契約交渉していただくこととなります。

双方が望むのであれば、標準的な契約様式がありますので活用してください。

5．最後に、契約が成立し入居が決定したら、事務局が立会い人となり、貸主、借主、立
会人三者で「申し合わせ書」を交わします。これは、最低限守ってもらう生活上の約
束です。

空家の情報提供事業は、住居を決めたい方にとっては非常にめんどくさい手間のかか
る作業になります。私どもは、手間隙がかかっても、この過程が必要と考えています。こ
の過程が、住むもの、受け入れるものにとって「確かな定住」に繋がると確信しているか
らです。